

兵庫地方最低賃金審議会
第3回計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月17日（水） 9時52分～11時08分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員、高階委員、山口委員
労働者代表委員	黒石委員、小菅委員、田中委員
使用者代表委員	岡村委員、谷口委員、松田委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県計量器等最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。 ただ今から、第3回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、皆さん御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 また、本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴の希望の申出はございませんでしたので、御報告させていただきます。 では、この後の進行につきまして、部会長よろしく申し上げます。 ○山口部会長 それでは、議題に入りたいと思います。 前回の9月1日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議をいただきましたので、本日は、議題（1）「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。 今までの審議の中で、お話しいただいている部分があるかもしれませんが、まずは労使それぞれから金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を御発言いただき、そこから審議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。 まず、最初に労使それぞれの打合せの時間は必要でしょうか。	

○労使委員

はい。

○山口部会長

それでは、別室にて協議をお願いいたします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○山口部会長

それでは、審議を再開させていただきます。

申出をいただいた労働者側委員から理由と金額提示をまずお願いいたします。

○黒石委員

労働者側の方からの金額提示になるのですが、地賃が 64 円でありますので、それにプラス 2 円の 66 円を主張させていただきます。

その理由としましては、前回の会合の中で、今後あるべき姿を議論していくということは十分こちらも重く受け止めております。その上で、ではどのような金額が良いかということで、こちらとしましても再度考えさせていただきました。

私達計量器につきましては、やはり電子との関わりもあるものですから、そこもしっかりと見ていこうということで考えています。電子との関わり合い、それからあとは影響率ですね。今のところ、64 円、65 円までは影響率は変わらないのですが、66 円になると、若干は変わってきます。

今の社会的な情勢としましては、300 人未満のところで見えていきますと、過去最高の賃上げが行われました。ただ、それは、多くは組合のあるところに限られているというところがありますので、やはり非正規の方々に波及させていくためには、最賃が大きな存在となってきます。

そういったところを考えまして、今回は地賃プラス 2 円の 66 円で主張をさせていただきたいと思います。以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員からお願いいたします。

○岡村委員

我々使用者側としては、当初から申し上げておりますとおり、今回兵庫県の最賃が国の目安 B ランクの金額 63 円をさらに上回る 64 円という金額になっており、賃上げをしていきましょう、ないしはしていかないと雇用を確保できないというのは重々に承知しております。

この大きな 64 円という賃上げに対して、対応していこうということを申し上げて、そういう意味でこの計量器の特定最賃の場がもういらないのではないかという当初からの我々の主張に対して、労働者側からはこういう議論する場がここしかないということでしたので、そこは合意に至りまして、この特定最賃の場は維持しましょうということになりました。

いずれにしてももうすでに県の最賃も国の B ランクを目安をさらに上積みした金額になっておりますので、我々としてはそこを維持して 64 円の引上げ、特定最賃としては 1,117 円を維持したいと考えております。よろしくお願いします。

○山口部会長

労使双方から、金額提示とその考え方を伺いました。

労働者側は 66 円引上げの 1,119 円、使用者側は 64 円引上げの 1,117 円ということの御主張でした。

それぞれまだ金額が 1,119 円と 1,117 円と 2 円の開きということでございますので、これから審議を続けていきたいと思います。

その開きを詰めていくというのがこれからの議論ということになります。

それでは、最初に公益側と申出いただいた労働者側とでお話をさせていただいて、その後使用者側とお話をさせていただくというような形で、まず公労会議、その後公使会議、状況によりまたいろいろと打ち合わせさせていただくということで、まず公労でお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(公労会議、公使会議、労使会議)

○山口部会長

それでは、どちらからでも協議結果をお願いいたします。

○岡村委員

それでは、労使でお話させていただいた結果を私から発表させていただきますが、結果としては、64 円アップの 1,117 円ということで、合意に至りました。

もちろん、労働者側からはさらに上積みという話もありましたが、今回この特定最賃専門部会を継続しようという話の背景にあった 2 千人という小さな塊とはいえ、その中がどんな組織なのか、どんな状態の企業がいるのか、どんな規模の企業がいるのか、この専門部会としての在り方をもう少し把握しようというお話をさせていただきました。

この専門部会としてプラス 1 円の本当に最低限が当たり前ということではなくて、もっと労使ともにこの業界を理解して、この業界をもっと伸ばしていけるということになるのであれば、そういったラインに向けて、この業界の中身について、組合側で把握できることは、把握していただいて、その上で継続して議論していきましょうということで合意を

いたしました。

その中で先ほども申しましたとおり、今回兵庫県の最低賃金が国の目安の 63 円というものをさらに上回るものを使用者側は反対だったのですが、公労で合意され、そこで、プラス 1 円という大きな一步を踏み出しています。

まずはこの 64 円のアップというものを労使ともに今年は乗り越えて、来年に向けて、この専門部会に関しては、この我々の業界をもう少し掘り下げて、理解して、次のステップに行きましょうということで合意に至りました。ありがとうございます。

○山口部会長

ありがとうございます。

協議をしていただきまして、労使の意見が一致したということですので、本専門部会の金額改正の意見をまとめさせていただきたいと思います。

当初労働者側から未組織労働者への最低賃金の波及と電子部品との人材の取り合いのところで少し優位性を持ちたいということもあり、電子部品以上の金額をとということと、プラス労働協約との差の金額については、来年度以降もこの差を維持していくというようなことを考慮して、プラス 66 円の金額で提示をいただきました。

一方、使用者側の方については、64 円ということでした。こちらについては、小規模企業への波及とかも考えられるが、基本的に業界の大多数が組合員としてすでに賃上げの影響を受けているということと、小規模企業へ波及した場合に小規模の中身が十分に分からないので、その小規模企業の体力がなさすぎる可能性も非常に大きいことを考慮して、上積みは難しいということで、64 円というお話でした。

労使双方でお話いただいた結果、基本的には特定最賃の場を通じて、今後も業界の構造とか中身を把握していくという努力をそれぞれに行っていくということと、特に未組織労働者への波及を考えたときにこの 2 千人という小さな団体の中で、残りの千人部分ですね。どういう労働環境にあるのかということの把握ができた場合には必ずしも地賃プラス 1 円とかいう考え方ではなくて、もう少し違う考え方で臨めるので、そのこの部分の把握に努めていく。今年については十分な把握もできていないし、波及効果がどのような影響を及ぼすのか分かりにくいということもあって、両方で 64 円のプラスということで合意したということでございます。

そのような形で今回は 1,053 円に 64 円をプラスした 1,117 円という形で金額の合意を得たということで、報告と答申の手続きに入りたいと思います。

必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても、7 月 15 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項を適用することを議決しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で事務局に報告文（案）及び答申文（案）を作成していただき、答申を行うという手続きになります。

それでは、その全会一致であることについての確認をまず行うということになります。

兵庫県計量器等製造業最低賃金改正内容について、

時間額 1,117 円、引上げ額 64 円

効力発生の日 令和 7 年 12 月 1 日という形になります。

異議はございませんでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、兵庫県計量器等製造業最低賃金について、時間額 1,117 円、引上げ額 64 円と決議されたことを確認いたしました。

では、事務局においては、この内容で報告文（案）、及び答申文（案）の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、すぐに準備いたしますので、しばらくお待ちください。

（当該文書（案）を部会長の確認の上、出席者に配布）

○山口部会長

では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文（案）を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい。

令和 7 年 9 月 17 日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 山口 隆英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書（案）

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員

千田 直毅

高階 利徳

山口 隆英

労働者代表委員

黒石 尚稔

小菅 梨絵

田中 祐介

使用者代表委員

岡村 剛敏

谷口 幸史

松田 健仁

別紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)

(2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

以上です。

○山口部会長

ただ今読み上げていただいた報告文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

それでは、この報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あて答申を行います。

事務局は答申の準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、答申の準備をさせていただきます。

（部会長が答申文（案）を確認、その答申文（案）を出席者に配布）

○山口部会長

それでは、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい。

令和7年9月17日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基 0718 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり、改正決定すること。

以下については、報告書と同文ですので、省略させていただきます。
以上です。

○山口部会長

ただ今読み上げていただいた答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

では、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会会長名で局長あてに答申することとします。

本日労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、では答申に移らせていただきます。

（部会長から労働基準部長に答申文を交付）

（答申文の写しを出席者に配布）

○山口部会長

では、続きまして、議題（２）「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ございますでしょうか。

○安積賃金室長

特にございません。

○山口部会長

本日の審議は以上となります。

最後に一言お伝えさせていただきたいと思います。

7月18日に兵庫労働局長から必要性有無についての諮問がなされてから、本日まで、専門部会の各委員の皆様と兵庫県計量器等製造業に係る必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、本日全会一致での結審に至ることができました。

委員の皆様の御努力と審議会運営に対する御協力に対して、御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

それでは、今年の兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会は終了といたします。

山口 隆英

黒石 尚稔

岡村 剛敏